

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。最終改正：令和3年3月31日2契検第133号以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年7月20日

上田地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度「ゼロカーボンシンポジウムin信州上田」企画・運営業務

(2) 業務の目的

本事業では、幅広い世代の住民に上田地域の長・特性を活かした先進的なゼロカーボンへの取組みを学び考える機会を提供し、ポストコロナにおける持続可能な社会の実現を見据え、一人ひとりが行動を起こすことを目的とする。

(3) 業務内容

シンポジウム（所要時間2時間程度）開催に係る以下の業務の企画、立案及び運営

ア 基調講演

ゼロカーボンとは何か基礎から分かりやすく学べる内容とすること。気候危機、地球温暖化に関する地域課題や、持続可能な社会との関連等からポストコロナ社会を見据えてゼロカーボンに取り組む意義について学べる基調講演とする。以下の項目についても言及すること。

- ・ゼロカーボン実現に向けた国や長野県の動向。
- ・上田地域における気候危機、温暖化の現状とゼロカーボン実現の課題。
- ・ゼロカーボン実現を目指す上で、上田地域の強みとなる気候風土等の長等。

イ 先進事例紹介及びパネルディスカッション

① 先進事例紹介

住民が日常生活や働く組織において、ゼロカーボン実現を意識した新たな実践、行動とは何かを考える際に参考となるような事例紹介とする。上田地域で先進的に取り組んでいる個人、団体、その他、企業や教育機関等をパネリストとする。長野県ゼロカーボン戦略の重点施策である6つの柱（1. 交通、2. 建物、3. 産業、4. 再エネ、5. 呼吸・適応、6. 学び・行動）のすべての事例を何らかの形で網羅できるようなパネリストを選定すること。パネルディスカッションにおいて、幅広い世代間や産学官等での活発な意見交換となるようパネリストの構成を検討すること。

② パネルディスカッション

基調講演、事例紹介を踏まえて、基調講演講師をモデレーターに、パネリスト間で意見交換を実施する。意見交換を適切にファシリテートできるモデレーターを配置し、主に以下について、シンポジウム後に具体的にどのような行動を実践できるか議論する。

- ・上田地域の強みや特徴となるゼロカーボンへの取組、また課題は何か、各分野での取組事例を参考に、意見交換する。

- ・住民が日常生活においてできる取組を起点に意見交換する。
例 建物（省エネ・創エネ）、交通（EV・自転車利用）、学び・行動（エシカル消費）等
- ・登壇者間で今後連携して取り組む可能性について意見交換する。
- ・上田地域の住民と連携してできる取組の可能性について意見交換する。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※仕様書（案）の委託業務内容は公告時点の予定であり、提案内容等を踏まえて契約当事者間の協議の中で変更する可能性があります。契約締結後の仕様変更については、その都度、委託者から協議することとします。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務内容

- ・基調講演のテーマ、講師選定の方針、候補、内容
- ・事例紹介のテーマ、登壇者選定の方針、候補、内容
- ・パネルディスカッションの実施方法、実施内容、モデレーターの候補
- ・開催方法
- ・集客方法
- ・アンケート調査の実施方法

イ 業務の実施計画及びスケジュール

ウ 業務の実施体制

エ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 長野県上田地域（上田市、東御市、長和町、青木村）内

(7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和4年（2022年）3月11日（金）まで

(8) 費用の上限額 1,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」に区分されている者であること。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (7) 上田地域振興局で行う説明会及び打ち合わせに参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3(4)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書及び参加要件具備説明書類の作成様式

様式第3号及び第3号附表による。

- (2) 誓約書の作成様式

様式第5号による。

- (3) 担当課（所）・問合せ先

〒386-8555	長野県上田市材木町1-2-6
	長野県上田地域振興局環境課 担当 上原 美穂
電話	0268-25-7134（直通）
FAX	0268-25-7167
E-mail	uedachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

- (4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和3年（2021年）8月2日（月）午後5時（必着）（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(※) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 上記3(3)に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県上田地域振興局環境課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

- (5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

- (6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)①）の3日前までに、書面により上田地域振興局長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により上田地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(3)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

- (7) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和3年（2021年）8月5日（木） 午後1時30分から（予定）
(2) 開催場所 上田合同庁舎 202号会議室

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(3)に同じ。
(2) 受付期限 令和3年8月23日（月）午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。
受付時間は午前9時から午後5時まで。）
(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メールにより提出するものとします。
(4) 回答方法 上田地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和3年8月27日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
(2) 企画提案書記載上の留意事項
企画提案資料は、別添仕様書（案）に示す内容を反映させるとともに、6(5)の選定基準を参考にしてください。
業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は上記1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
① 受付場所 3(3)に同じ。
② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
① 提出期限 令和3年8月30日（月）午後5時（必着）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）
② 提出先 3(3)に同じ。
③ 提出部数 6部（正本1部、副本5部）
④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに上田地域振興局環境課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。
(5) 企画提案の選定基準
企画提案は、令和3年度「ゼロカーボンシンポジウムin信州上田」企画・運營業務提案評価会議（以下「評価会議」という。）が、別添仕様書（案）の考え方を前提に、別添令和3

年度「ゼロカーボンシンポジウムin信州上田」企画・運營業務企画提案評価要領の基準に示す観点から選定します。

(6) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点の合計が満点の6割に満たない場合、委託契約候補者を選定しないものとします。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

ア 開催日時 令和3年9月6日(月)午前9時から(予定)

イ 開催場所 上田合同庁舎 講堂

ウ 所要時間 プレゼンテーション約20分、評価会議構成員による質疑応答約10分

エ 注意事項 パワーポイントを用いてプレゼンテーションする場合は事前にお知らせください。プロジェクター及びスクリーンは当方で用意しますが、パソコン等は当日ご持参ください。また、動画等を上映しても構いませんが、マイク以外の音響設備(スピーカー等)はご持参ください。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により上田地域振興局長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により上田地域振興局長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、上田地域振興局環境課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

① 6(7)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により上田地域振興局長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(3)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて

虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により上田地域振興局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、8(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、上田地域振興局環境課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
上記3(3)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務は、仕様書（案）及び委託契約候補者の企画提案書が基本となりますが、最終的には県と委託契約候補者との協議により決定します。